

## 4. 避難所の状況



2019年長野市 開設直後



2019年長野市 避難所開設6日後  
段ボールベッドの設置

## 90年前と変わらない避難所



2019年 台風19号



昭和5年(1930年)北伊豆地震

## 一般避難所と要支援者

### 一般避難所に避難できる人、できない人

- 使える人（避難所生活に耐えられる人）**元気な人、健康な人**  
(100年前と変わらず・男性目線のルール/設備・ハラスメント)
- 使えない人（高齢者、要介護者、要支援者、障害者、乳幼児）、**社会的弱者**

### 避難生活の差

- 避難所 食料、水、衣服、日用品、テレビ、ラジオ、医療ケア、情報、電気、相談窓口、行政職員サービス、通院時のタクシー券他
- 自宅避難 事前に準備した食料、水、被災していない日用品、上記下線はなし

### 介護サービスの中止

- 介護事業に被災によるサービス中止（通所、訪問、ケアマネ、包括）
- 事業所被災、職員被災、車両被災

## 5.個別避難計画

### 災害対策基本法改正(2021年5月)

—個別避難計画の作成が市町村に努力義務化—

- **当事者・家族が主体** となり、地域の関係者・団体の協力連携のもと、**個別避難計画を策定する動き** が求められています。
- 個別計画策定等関係者のうち、特に**介護支援専門員や相談支援専門員**は、避難行動要支援者のうち**介護保険サービス** 等の利用者について、日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できることから、**個別計画策定の業務**に**福祉専門職** の参画を得ることが期待されています
- 個別計画策定にあたって**会議(地域調整会議)**を開催し、避難支援等に必要な情報を共有し、調整を行うことが求められます。この会議には地域の実情に応じ、当事者やその家族、**福祉専門職**や**社会福祉協議会**の職員、民生委員、避難行動を支援する者、自主防災組織等が参加することが想定されます

## 福祉避難所

- 要援護者のために特別の配慮がなされた避難所のこと。**災害救助法が適用された場合**において、概ね**10名の要援護者に1名の生活相談職員等の配置**、ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について**国庫補助が可能**。
- 福祉避難所としては、**施設がバリアフリー化されている等**、要援護者の利用に適しており、生活相談員等の確保が比較的容易である**老人福祉センター、養護学校等の既存施設を活用**することが例示として挙げられている。

## 福祉避難所と要支援者

### 福祉避難所に避難できる人、できない人

- 使える人（一般避難所生活に耐えられない人と家族）  
(高齢者、要介護者、要支援者、障害者、乳幼児)、**社会的弱者**
- 使えない人 元気な人 健康な人

### 避難生活の差

- 避難所 食料、水、衣服、日用品、テレビ、ラジオ、**医療ケア**、情報、電気、  
相談窓口、行政職員サービス、通院時のタクシー券他
  - 自宅避難 事前に準備した食料、水、被災していない日用品、上記下線はなし
- ### 介護サービスの継続
- 介護事業による施設内でのリハビリ等介護サービス（訪問系）
  - 福祉避難所への送迎で通所サービスの継続

## 参考：介護保険・自立支援給付と福祉避難所の違い

介護保険給付 障害者・自立支援給付	福祉避難所 (災害救助費)
要介護認定・要支援区分 認定が必要	自治体の裁量による (必ずしも左記認定は必要ない)
本人のみ入所可能	家族同伴入所可能
利用料(徴収有り) ※減免・免除になるケースあり	利用料(徴収無し) ※100%国庫負担
ホテルコスト(徴収有り)	ホテルコスト(徴収無し)
ケアプラン・サービス等利用計画 は原則必要 重要事項説明書が必要	ケアプラン・サービス等利用計画 は必ずしも必要でない 重要事項説明書は必要ではないが、入所の際に説明できるし おり等があればベター
老人福祉法、身体障害者 福祉法等上、入所措置可能	位置づけとしては二次避難所という扱い(そもそも措置入所でも 契約でもない)

## 6.事業再開に向けた基本方針

- 全職員の雇用継続(職員2,400人中300人)  
(公的な補助なし、避難所での専門職雇用可能だが自治体の判断)
- 早期の事業再開(部分的な再開必須 援助・補助なし)
- 地域の復興(過疎化に拍車 人口流出)
- 事業の再編(赤字部門縮小 法人の体力いかんで地域で必要でも継続不可)
- 補助金の活用(原状復帰のみ、時代のニーズに合わない原理原則)
- 火災保険の活用(保険のかけ方によっては保証無し)

## 6.入居施設被災時の他施設との連携

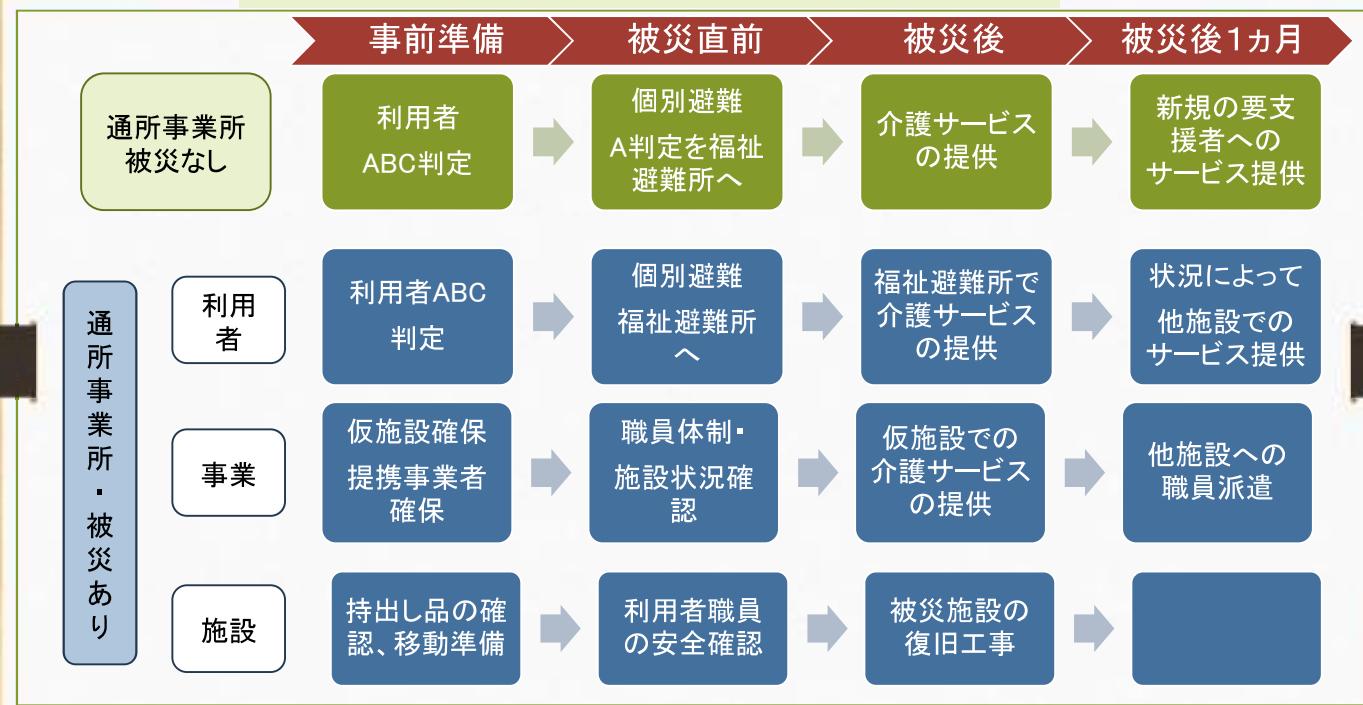
時期	状況	入所者	他施設受入	備考
発災	厨房、ボイラー被災	276名 (定員282名)	他施設へ協力要請 264名受入	27病院、 31施設で受入 (自宅12名)
1ヵ月～ 2ヵ月	大型給湯機 加温器 設置 エレベーター修理		受入介護施設への職員派遣	病院から施設へ、随時受け入れ先変更
2ヵ月～ 3ヵ月	部分入所再開(2～4階) 食事(お弁当) 入浴開始	特養、老健、 182名再入所	100名他施設	他施設での受入
8ヵ月	クックチルによる 食事提供	介護医療院40名再 開 合計222名	60名他施設	他施設での受入
9ヵ月～10ヵ 月	1階居室改修終了	特養22名、介護医療 院20名再開 合計264名 リハビリセンター再開	全員再入所	他施設での受入 終了

図3

## 入居施設の業務継続状況(台風19号長野市北部)

名称	避難状況	避難先	避難期間	現状	避難中の収入
高齢者の避難	特養 45名 ショート 10名 (ディ利用者で重症の方をショートステイに事前避難) 地域密着特養 19名 合計74名避難	避難先、近隣障害者施設「いつわ苑」3施設ホール (事前協定あり)	10/13～10/16	施設自体は停電があったものの本害による被害なし。停電解消後再開。通常営業。	毎月の収入は通常時と同様
既存施設被災状況	長野市諏訪地区にあるグループホーム12カ所のうち9カ所で避難。 そのうち2カ所が床下浸水。1カ所が床上浸水 他、作業所3カ所が被災等	避難先:水内荘	10/13～11/6	○グループホーム、障害者福祉センター、地域活動支援センターは再開。 ○作業所2施設は、仮設設で再開、再オープンは5月以降予定。 ○1施設は事業廃止。	毎月の収入は通常時と同様
賃貸公寓被災状況	グループホーム 18名 特養 90名 老健96名 介護医療院 60名 ケアハウス 18名 利用者計 276名が避難	避難先 病院19 施設37 計56カ所	約半数が現在も避難中 ○10/15～訪問系から順次再開 ○12/10～入所再開	施設損害:1階設備すべて水没。 8月末には1階部分の改修完了予定。	毎月の収入は通常の半分以下
リタイア村	特養 87名が避難 1:50 垂直避難完了 7:15 白衛隊ヘリ等で救助開始 17:30 避難完了	避難先:特養「若狭ホーム」地域交流スペース (普段の交流あり)	現在も避難中 ○若狭ホーム 10/13～11/17 ○法人内の休止中施設へ移動 11/17～	施設被害:1階天井付近まで浸水。 改修準備中 頃状回復で利用者が戻るのか? (補助金の仕組み)	毎月の収入は通常時と同様

## 7.在宅事業被災時の他施設との連携



## 8.被害額と補助金と課題

項目	時期	内容	
直後	被災直後	人件費 5億円	39年支払
<b>建物改修補助金(国・県)</b>			
改修工事後	病院棟	特養棟	合計
被害額	4億5,100万円	5億2,000万円	9億7,100万円
査定額	3億7,200万円	3億8,500万円	7億5,700万円
補助金 (5/6)	3億1,000万円	3億2,100万円	6億3,100万円
自己負担			3億4,000万円
被災備品補助(1億1,000万円)	長野市より 満額給付		

改修費用は原状復帰が原則で、減災、防災のための変更(電源設備・PCサーバー等の上階への設置、サービス向上のための設備変更等)は一切認められず、再度被災した場合は、電源設備等は受注発注のため、施設再開までの時間が更に長くなり、再開困難となる施設も出てくる。➡地域の社会資源の喪失